# 障害者意思疎通手段・手話言語普及啓発事業 「障害者の意思疎通手段に関するパネル展示」について 実施要綱

### 1 開催趣旨

「障害者週間」にあわせ、障害者にとっての多様な意思疎通手段について県民の理解の促進を図るとともに、「青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例」の趣旨や内容を広く周知するため、パネル展示を実施する。

2 実施日時・内容

令和5年12月11日(月)~15日(金)北棟来庁者ロビーで実施 ※詳細は別紙のとおり

3 主催者 青森県

### 4 協力機関

- 一般社団法人青森県視覚障害者福祉会
- 一般社団法人青森県ろうあ協会

青森県難聴者・中途失聴者協会

青森県手話通訳問題研究会

青森県手話通訳士協会

特定非営利活動法人全国要約筆記問題研究会青森県支部

青森県手話サークル連絡協議会

青森県盲ろう者支援会

日本ALS協会青森県支部

一般社団法人青森県手をつなぐ育成会

青森県自閉症協会

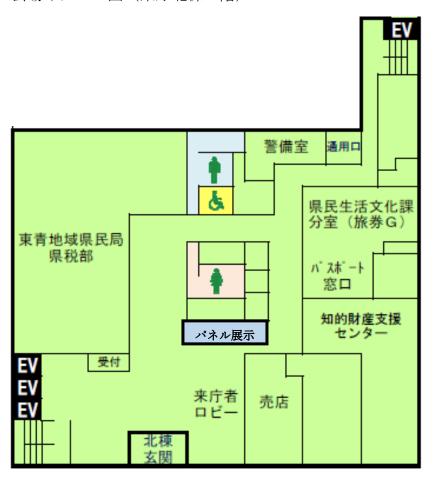
青森県重症心身障害児(者)を守る会

青森失語症友の会「ちょちゃべの会」

一般社団法人青森県言語聴覚士会

## 「障害者の意思疎通手段に関するパネル展示」について

1. 会場イメージ図(県庁北棟1階)



### 2. パネル展示内容

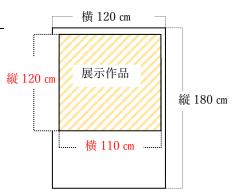
青森県障害者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例の普及啓発に向けて、「障害者の意思疎通手段」や「当事者・支援者(各団体)の取組」を紹介する内容。

### 3. 展示作品について

・サイズ 横110cm、縦120cm程度(1枚あたり)※概ね、上記サイズに収まる展示の用意をお願いします。

・貼付け方法 画鋲で貼り付けます。

・枚数 1団体につき、1枚(片面)



### 4. 配布資料等について

配布資料等(例えば、来場者に自由に持ち帰っていただくパンフレットやチラシ)がございましたら、設置することが可能です。なお、御指定がなければ、配布資料はパネルに貼り付けますので、パネル(1枚)に納まるよう、御留意ください。

5. パネル展示作品(及び、配布資料等)の提出について

【期 限】令和5年12月6日(水)まで

【提 出 先】青森県庁障害福祉課社会参加推進グループ 〒030-8570 青森市長島 1-1-1

【提出方法】郵送又は持参ください。 (搬入が難しい場合は下記担当者までご相談ください。)

6. パネル展示期間について 令和5年12月11日(月)~15日(金)まで 8時30分~17時15分まで (12月11日は10時から、12月15日は16時まで。)

7. パネル展示作品(及び配布資料等)の返却についてパネル展示終了後に、後日郵送で返却いたします。

8. その他

ご不明な点等がございましたら、下記担当まで問合せください。

担 当 青森県健康福祉部障害福祉課 社会参加推進グループ 三浦

住 所 〒030-8570 青森市長島 1-1-1

電 話 017-734-9309 FAX 017-734-8092

E-mail miki\_miura@pref.aomori.lg.jp